

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第1499号)

平成30年4月27日

平成30年4月27日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく  
諮問について（答申）

平成29年1月19日道企第1299号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「(1) 総持寺こ線人道橋のバリアフリー化の方針について（平成20年度道企第1038号）(2) 東海道線鶴見駅構内総持寺こ線人道橋へのエレベーター等設置工事の平成20年度協定の締結について(回答)（平成20年度道企第1351号）(3) 「東海道線鶴見駅構内総持寺こ線人道橋へのエレベーター等設置工事」の変更協定書および平成20年度変更協定書の締結について（平成20年度道企第2648号）(4) 「東海道線鶴見駅構内総持寺こ線人道橋へのエレベーター等設置工事」の変更協定（第2回変更）、平成20年度変更協定（第2回変更）および平成21年度協定の締結について（平成21年度道企第869号）(5) 「東海道線鶴見駅構内総持寺こ線人道橋へのエレベーター等設置工事」平成20年度変更協定（第3回変更）の締結について（平成21年度道企第1158号）(6) 「東海道線鶴見駅構内総持寺こ線人道橋へのエレベーター等設置工事」の変更協定（第3回変更）、平成21年度変更協定（第1回変更）の締結について（平成21年度道企第2079号）(7) 「東海道線鶴見駅構内総持寺こ線人道橋へのエレベーター等設置工事」の「変更協定書（第4回変更）」及び「平成21年度変更協定書（第2回変更）」の締結について（平成21年度道企第2297号）(8) 総持寺跨線人道橋の改築について（平成20年度道企第1374号）(9) 総持寺跨線人道橋（斜路付階段）の管理引き継ぎについて（回答）（平成22年度道企第69号）」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「(1) 総持寺こ線人道橋のバリアフリー化の方針について（平成20年度道企第1038号）(2) 東海道線鶴見駅構内総持寺こ線人道橋へのエレベーター等設置工事の平成20年度協定の締結について(回答)（平成20年度道企第1351号）(3) 「東海道線鶴見駅構内総持寺こ線人道橋へのエレベーター等設置工事」の変更協定書および平成20年度変更協定書の締結について(平成20年度道企第2648号) (4) 「東海道線鶴見駅構内総持寺こ線人道橋へのエレベーター等設置工事」の変更協定（第2回変更）、平成20年度変更協定（第2回変更）および平成21年度協定の締結について（平成21年度道企第869号）(5) 「東海道線鶴見駅構内総持寺こ線人道橋へのエレベーター等設置工事」平成20年度変更協定（第3回変更）の締結について（平成21年度道企第1158号）(6) 「東海道線鶴見駅構内総持寺こ線人道橋へのエレベーター等設置工事」の変更協定（第3回変更）、平成21年度変更協定（第1回変更）の締結について（平成21年度道企第2079号）(7) 「東海道線鶴見駅構内総持寺こ線人道橋へのエレベーター等設置工事」の「変更協定書（第4回変更）」及び「平成21年度変更協定書（第2回変更）」の締結について(平成21年度道企第2297号) (8) 総持寺跨線人道橋の改築について（平成20年度道橋第1374号）(9) 総持寺跨線人道橋（斜路付階段）の管理引き継ぎについて（回答）（平成22年度道橋第69号）」を一部開示とした決定のうち、概算事業費及び負担額並びにこれらの割合に係る部分を非開示とした決定、並びに地権者である法人名を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「(1) 総持寺こ線人道橋のバリアフリー化の方針について（平成20年度道企第1038号）（以下「方針伺」という。）(2) 東海道線鶴見駅構内総持寺こ線人道橋へのエレベーター等設置工事の平成20年度協定の締結について(回答)（平成20年度道企第1351号）（以下「当初協定伺」という。）(3) 「東海道線鶴見駅構内総持寺こ線人道橋へのエレベーター等設置工事」の変更協定書および平成20年度変更協定書の締結について(平成20年度道企第2648号)（以下「文書1」という。）(4) 「東海道線鶴見駅構内総持寺こ線人道橋へのエレベーター等設置工事」の変更協

定（第2回変更）、平成20年度変更協定（第2回変更）および平成21年度協定の締結について（平成21年度道企第869号）（以下「文書2」という。）(5) 「東海道線鶴見駅構内総持寺こ線人道橋へのエレベーター等設置工事」平成20年度変更協定（第3回変更）の締結について（平成21年度道企第1158号）（以下「文書3」という。）(6) 「東海道線鶴見駅構内総持寺こ線人道橋へのエレベーター等設置工事」の変更協定（第3回変更）、平成21年度変更協定（第1回変更）の締結について（平成21年度道企第2079号）（以下「文書4」という。）(7) 「東海道線鶴見駅構内総持寺こ線人道橋へのエレベーター等設置工事」の「変更協定書（第4回変更）」及び「平成21年度変更協定書（第2回変更）」の締結について（平成21年度道企第2297号）（以下「文書5」という。文書1から文書5までを総称して「変更協定締結伺」という。）(8) 総持寺跨線人道橋の改築について（平成20年度道橋第1374号）（以下「改築伺」という。）(9) 総持寺跨線人道橋（斜路付階段）の管理引き継ぎについて（回答）（平成22年度道橋第69号）」（以下「管理伺」という。方針伺、当初協定伺、変更協定締結伺、改築伺及び管理伺を総称して「本件審査請求文書」という。本件審査請求文書の構成は別表のとおり。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成28年11月25日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

### 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第3号ア及びイ並びに第4号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件審査請求文書のうち、方針伺、当初協定伺、変更協定締結伺及び管理伺に記載されている概算事業費及び負担額（以下「概算事業費等」という。）は、今後、踏切安全対策事業を進めるにあたり、東日本旅客鉄道株式会社（以下「鉄道事業者」という。）との協議に影響が生じる情報であり、開示することにより、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあるため、条例第7条第2項第3号アに該当し、変更協定締結伺に記載されている変更後の金額を含めて非開示とした。

また、概算事業費等については、鉄道事業者が非開示を前提としているものであり、当該情報が公にされた場合、鉄道事業者と実施機関との信頼関係に支障が生じ、

事業の適正な執行に重大な影響を及ぼすおそれがあると考え、本号イにも該当し、非開示とした。

- (2) 方針伺、当初協定伺、変更協定締結伺及び管理伺のうち、法人代表者印の印影については、開示することにより、当該法人の財産権が侵害されるおそれがあることから、条例第7条第2項第4号に該当し、非開示とした。

#### 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、非開示とされた部分のうち、概算事業費等を開示するよう求める。
- (2) 実施機関は、概算事業費等について「今後、踏切安全対策事業を進めるにあたり、鉄道事業者との協議に影響が生じる情報であり、開示することにより、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあるため」非開示としている。しかしながら概算事業費等は、総持寺こ線人道橋のバリアフリー化を進めるための方針決裁並びに横浜市と鉄道事業者が共同で具体的に事業を進めていくために取り交わした「覚書」及び「協定書」に記載されているものであり、それを秘匿することは「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」の趣旨に背くものであり、極めて不当である。
- (3) 鉄道事業者との協議に影響が生じるとか、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあるとかの非開示理由は、全く具体性に欠け、理由の体をなしておらず、条例第7条第2項第3号アには該当しえない。
- (4) 条例第7条第2項第3号イに係る意見として、本件事業については、「横浜市踏切5箇年整備計画」（平成18年10月 横浜市道路局）に基づき、事業実施のため横浜市は多額の市費を投入しており、事業全体の妥当性が保証されるためには事業の根幹要素である概算事業費等が明らかにされることが条例の趣旨に照らして必須である。  
よって、本件は条例第7号第2項第3号イには該当しない。

#### 5 審査会の判断

- (1) 総持寺踏切こ線人道橋整備事業に係る事務について

J R 鶴見駅に近い総持寺踏切は、東海道線や横須賀線等11の線路を横断する延長約60メートルの踏切であり、朝夕のラッシュ時には、踏切を渡ることがほとんどできない状況となっている。踏切に隣接した「総持寺こ線人道橋」（昭和56年設置。横浜市

財産)はバリアフリー化されていないため、高齢者やベビーカー利用者の中には、当該こ線人道橋を利用せずに踏切を横断する者がおり、エレベーターや斜路付階段の設置を求める旨の意見を受けていた。

そのため、横浜市では総持寺こ線人道橋に対するエレベーター及び斜路付階段の設置を「横浜市踏切5箇年整備計画」に位置付け、バリアフリー化を進めることとした。

## (2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、総持寺こ線人道橋整備の事業方針決定に係る決裁文書並びに整備及び管理内容の決定に係る決裁文書であり、別表に掲げる文書である。それぞれの決裁文書は、起案用紙、起案本文、位置図、計画図、覚書、協定書等で構成されている。

実施機関は、方針伺、変更協定締結伺及び管理伺に記載されている概算事業費等を条例第7条第2項第3号ア及びイに該当するとして、横浜市費用負担分を除く部分を非開示とし、法人代表者印の印影を条例第7条第2項第4号に該当するとして非開示としている。

また、このほか一部開示決定通知書には明記されていないが、実施機関は方針伺の起案本文及び覚書並びに変更協定締結伺及び管理伺に添付された覚書において、市と鉄道事業者の費用負担割合について記載された部分を非開示としている。さらに、改築伺の鉄道事業者の担当者サイン及び図面中の地権者を非開示としている。

これに対し、審査請求人は、非開示とされた部分のうち、方針伺、当初協定伺、変更協定締結伺及び管理伺に記載されている概算事業費等を開示するよう求めるとしている。

## (3) 条例第7条第2項第3号の該当性について

ア 条例第7条第2項第3号では、「法人その他の団体・・・に関する情報・・・であって、次に掲げるもの。・・・ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付すことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、概算事業費等について、鉄道事業者との協議に影響が生じる情報であるとともに、事業の適正な執行に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、

本号ア及びイに該当するため非開示としている。

ウ これらについて、当審査会が実施機関から平成30年2月9日に事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件審査請求を受けた後に改めて確認したところ、総持寺こ線人道橋整備にあたっては、鉄道事業者との共同事業であることから、平成20年9月17日付けで工事着手の報告及び工事の概要について記者発表している。このうち、工事の概要には、エレベーター及び階段の仕様、事業費並びに工事期間（予定）を含む内容が記載されている。

(イ) このように、工事着手時点での事業費は、記者発表資料に記載されており、既に公にされている情報であるから、工事着手時点での事業費を開示することに支障があると考えていない。

(ウ) しかし、その後に事業費の変更協定が締結されており、最終事業費である変更後の概算事業費等の金額については、記者発表資料に記載されている内容ではないため慣行として公にされているとはいえず、変更協定締結時に記載された概算事業費等を開示することに支障があると考えている。

(エ) 費用負担割合についても、記者発表資料に記載されている内容ではないため、変更後の概算事業費等と同様に、開示することに支障があると考えている。

エ 以上を踏まえ、当審査会は次のとおり判断する。

(ア) 実施機関は、事情聴取の際に、工事着手時点での事業費は記者発表資料に記載されており、工事着手時点での事業費を開示することに支障があると考えていないと説明している。

(イ) 当審査会が、念のため実施機関から説明のあった平成20年9月17日付けの記者発表資料を確認したところ、当該資料には工事着手時点での事業費が記載されていた。

また、方針伺、当初協定伺、変更協定締結伺及び管理伺に含まれている鉄道事業者及び実施機関との契約書類において、概算事業費等の取扱いについて具体的な記載はされていない。変更協定締結伺には、変更後の概算事業費等に関して、事業の進捗の遅れや事業費の精査の結果、現協定と差異が生じたため変更協定を締結するとの趣旨が記載されており、覚書が添付されている。

(ウ) このことを踏まえ、最初に、概算事業費等に係る本号アの該当性について検討する。

実施機関は、今後、踏切安全対策事業を進めるにあたり、鉄道事業者との協議に影響が生じる情報であり、開示することにより、当該法人の事業活動が損なわれるおそれがあるため、概算事業費等を非開示としたと説明している。この説明において、本号アにおける事業活動が損なわれるおそれについての具体的な説明はされておらず、非開示とすることについて法的保護に値する蓋然性があるとはいえない。

次に、概算事業費等に係る本号イの該当性について検討する。

当該条項についても、実施機関からは重大な影響を及ぼすおそれの具体的な説明はされておらず、重大な影響を及ぼすおそれの詳細は確認できなかった。また、方針伺に概算事業費等の取扱いについての具体的な記載もなく、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されている旨の記録も確認できない。よって、概算事業費等は、公にしないとの条件で任意に提供されたものであるとの主張を裏付ける事実は認められず、仮にそのような条件が付されていたとしても、そのことに合理的理由があるとは認められない。

以上のことから、概算事業費等については、本号ア及びイのいずれにも該当しない。

- (エ) なお、工事着手時点での事業費については、実施機関自らが記者発表資料に記載することにより公にしており、工事着手時点での事業費を開示することに支障があるとは考えられないと説明している。また、変更協定締結伺には、変更後の概算事業費等に関して、事業の進捗の遅れや事業費の精査の結果、現協定と差異が生じたため変更協定を締結するとの趣旨が記載されており、当該伺では、変更前、変更後の横浜市費用負担分が既に開示されている。このような状況において、変更協定の内容は別の工事と解されるような内容とはいえず、差異が生じたからといって、変更後の事業費及び鉄道事業者負担分を、特に非開示としなければならない個別の事情は確認できない。よって、鉄道事業者に係る分を含めた、全ての概算事業費等を開示することに支障があるとは考えられない。
- (オ) また、当審査会が本件審査請求文書を見分したところ、方針伺、変更協定締結伺及び管理伺に添付された覚書の市と鉄道事業者の費用負担割合を、実施機関は一部開示決定通知書及び弁明書において非開示理由を説明することなく、非開示としている。



一部開示決定通知書の記載については後述するが、これらの部分についても、概算事業費等が開示となることで市と鉄道事業者の費用負担割合は明らかとなることから、非開示とする理由はなく、開示すべきである。

(4) 条例第7条第2項第4号の該当性について

条例第7条第2項第4号では、「公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」については開示しないことができると規定している。

実施機関は法人代表者印の印影について、当該法人の財産権が侵害されるおそれがあることから本号に該当するとして、非開示としている。

法人代表者印の印影は、公にすると第三者に偽造されるなどして、当該法人の財産権が侵害されるおそれがあることから、本号に該当する。

(5) 改築伺における条例第7条第2項第2号及び第3号アの該当性について

ア 審査請求人が開示を求めるとしている部分ではないが、改築伺のうち、鉄道事業者の担当者サイン及び位置図中の地権者について、実施機関は一部開示決定通知書及び弁明書において理由を説明することなく、非開示としている。

このことについて、実施機関の事情聴取の際にこれらの部分を非開示とした理由を確認したところ、次のとおり説明があった。

イ 鉄道事業者の担当者サインについては、本項第2号に規定する「個人に関する情報であって、・・・特定の個人を識別することができるもの・・・」に該当するため非開示とした。

また、位置図中の地権者のうち、個人の氏が記載された部分についても、本項第2号に規定する「個人に関する情報であって、・・・特定の個人を識別することができるもの・・・」に該当するため非開示とした。

位置図中の地権者のうち、法人名が記載された部分については、本項第3号に規定する「法人その他の団体・・・に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、・・・ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するため非開示とした。

ウ この説明について当審査会が確認したところ、当該部分のうち鉄道事業者の担当者サイン及び地権者である個人の氏については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本項第2号に該当する。

一方で、地権者である法人名については、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるという事情は認められず、本項第3号アには該当しない。

(6) 付言

ア 実施機関は、市と鉄道事業者の費用負担割合、鉄道事業者の担当者サイン及び位置図中の地権者について、一部開示決定通知書及び弁明書において非開示とした理由を説明することなく、非開示としている。

イ 開示請求に係る行政文書を一部開示とする場合の理由付記については、条例第13条において「実施機関は、第10条第1項の規定により開示請求に係る行政文書の一部を開示しないとき、・・・開示請求者に対し、同条同項に規定する書面にその理由を示さなければならない。」と規定されている。理由の付記は、実施機関が開示をしない旨の決定をする場合に義務付けられる手続であり、理由を付記していない場合又は付記された理由が不十分な場合は瑕疵ある行政処分となる、と解される。

ウ 実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部又は全部を開示しない理由を説明するにあたって、条例の趣旨を踏まえて、開示しないこととする根拠規定及び当該決定をする根拠等について漏れなく、行政事務に精通していない者が理解され得るように記載する等、適正に対応することを望むものである。

(7) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を一部開示とした決定のうち、概算事業費等を条例第7条第2項第3号ア及びイに該当するとして非開示とした決定並びに費用負担割合及び地権者である法人名を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、結論において妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 稲垣景子

別表 本件審査請求文書

対象行政文書件名	作成年度 文書番号	本答申に おける説明
(1) 総持寺こ線人道橋のバリアフリー化の方針について	平成20年度 道企第1038号	方針伺
(2) 東海道線鶴見駅構内総持寺こ線人道橋へのエレベーター等設置工事の平成20年度協定の締結について(回答)	平成20年度 道企第1351号	当初協定伺
(3) 東海道線鶴見駅構内総持寺こ線人道橋へのエレベーター等設置工事」の変更協定書および平成20年度変更協定書の締結について	平成20年度 道企第2648号	文書1 (総称して変更協定締結伺)
(4) 東海道線鶴見駅構内総持寺こ線人道橋へのエレベーター等設置工事」の変更協定(第2回変更)、平成20年度変更協定(第2回変更)および平成21年度協定の締結について	平成21年度 道企第869号	文書2 (総称して変更協定締結伺)
(5) 東海道線鶴見駅構内総持寺こ線人道橋へのエレベーター等設置工事」平成20年度変更協定(第3回変更)の締結について	平成21年度 道企第1158号	文書3 (総称して変更協定締結伺)
(6) 東海道線鶴見駅構内総持寺こ線人道橋へのエレベーター等設置工事」の変更協定(第3回変更)、平成21年度変更協定(第1回変更)の締結について	平成21年度 道企第2079号	文書4 (総称して変更協定締結伺)
(7) 東海道線鶴見駅構内総持寺こ線人道橋へのエレベーター等設置工事」の「変更協定書(第4回変更)」及び「平成21年度変更協定書(第2回変更)」の締結について	平成21年度 道企第2297号	文書5 (総称して変更協定締結伺)
(8) 総持寺跨線人道橋の改築について	平成20年度 道橋第1374号	改築伺
(9) 総持寺跨線人道橋(斜路付階段)の管理引き継ぎについて(回答)	平成22年度 道橋第69号	管理伺

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年1月19日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成29年2月16日 (第208回第三部会)	・諮問の報告
平成29年2月23日	・審査請求人から意見書を受理
平成29年2月24日 (第309回第二部会) 平成29年2月28日 (第300回第一部会)	・諮問の報告
平成29年12月22日 (第328回第二部会)	・審議
平成30年1月19日 (第329回第二部会)	・審議
平成30年2月9日 (第330回第二部会)	・実施機関から事情聴取を実施 ・審議
平成30年2月23日 (第331回第二部会)	・審議
平成30年3月9日 (第332回第二部会)	・審議